

新潟市生活困窮者一時生活支援事業実施要領

令和2年4月1日改正

1 目的

本要領は、新潟市が生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）に規定する一時生活支援事業を実施するにあたり、「一時生活支援事業の手引き」（平成27年3月6日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 実施主体

新潟市が実施する。なお、実施にあたっては自立相談支援事業と一体的に行うものとする。

3 事業内容

新潟市生活困窮者一時生活支援事業（以下「本事業」という。）は、法に基づき一定の住居を持たない生活困窮者に対して、新潟市が確認した原則3か月以内の期間において、宿泊場所の供与その他必要な援助を行うものとする。

4 宿泊場所の供与について

自立相談支援機関が管理する宿泊施設を供与する。

ただし、上記の宿泊施設が利用できない場合は、市内のホテルや旅館（以下「ホテル等」という。）を緊急的に借り上げて、宿泊施設として供与するものとする。

（1）利用開始の手続き

- ① 本事業を利用しようとする者は、自立相談支援機関に対して「プラン兼事業等利用申込書」（様式1）と併せて「一時生活支援事業利用申込書」（様式2）を提出する。

自立相談支援機関は、アセスメントを経てプラン案を策定し、本事業の利用が必要と思われる場合は、対象要件を満たすことについて「資産収入申告書」（様式3）により申告させる。

なお、要件を満たす場合は、居住地又は現在地の区の生活保護担当課（以下「担当課」という。）に上記様式及び添付書類を回付する。

- ② 担当課は、アセスメント結果等を踏まえ、本事業に係る支援決定を行い、自立相談支援機関を通じて、利用者に「一時生活支援事業に係る支援提供（変更）通知書」（様式5）により通知する。

なお、本事業のほかに法定事業を行う場合は、「支援提供（変更）通知書」（様式4）により併せて通知する。

- ③ 自立相談支援機関は、宿泊施設を手配し、原則として同行した上で確実に宿泊させる。利用にあたっては、利用者に別紙「宿泊施設利用のきまり」について説明し、遵守するよう求める。

※緊急的な対応が必要な場合

上記①～③の対応が出来ない緊急的な事情がある場合は、担当課が①の「一時生活支援事業利用申込書」(様式2)の提出を受け、②の支援決定を行い、③のとおり宿泊させる。

この場合、後日、経過を自立相談支援機関に報告し、自立相談支援機関は事後的にプランを策定の上、支援調整会議で報告する。

(2) 支援期間等の変更

担当課は、自立相談支援機関によるアセスメント結果等を踏まえ、支援期間等の変更が必要と判断した場合は、支援決定を行い、利用者に「一時生活支援事業に係る支援提供(変更)通知書」(様式5)により通知する。

(3) 利用の中止

市長は、利用者が別紙「宿泊施設利用のきまり」にある事項に従わない場合は、宿泊施設からの退所を命じることができる。

この場合、予め利用者にその旨を伝え、弁明の機会を与えるものとする。

なお、決定後は、利用者に「一時生活支援事業に係る支援提供(変更)通知書」(様式5)により通知する。

また、生活困窮状態にあると認められる者については、退所の検討と併せて、生活保護をはじめ他の制度や事業による支援の継続について検討するものとする。

5 その他必要な援助について

自立相談支援機関は、生活困窮者個々の状況に応じて、食事の提供及び衣類等の貸与又は提供を行うものとする。

6 その他

自立相談支援機関が管理する宿泊施設を利用できない場合のホテル等の借り上げ費用については、国が定める補助基準単価に準じて別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。